

令和5年度宮城県水道基盤強化計画策定に向けた検討推進業務に係る質問に対する回答

令和5年4月12日

質問内容	回答
<p>1 仕様書5(1)について</p> <p>【水道事業広域連携検討会等の開催】で記載されている「水道事業広域連携検討会」は、「広域的連携等推進協議会」に改組されるにあたり、会議の名称も「広域的連携等推進協議会」等に変更されるという認識でよろしかったでしょうか。</p> <p>2 その他(契約について)</p> <p>本業務の履行にあたり、業務の一部を第三者へ委託(再委託)することは可能でしょうか。また、再委託先から更に業務の一部を第三者へ委託(再々委託)することは可能でしょうか。</p>	<p>1 広域連携検討会を法定の広域的連携等推進協議会に位置付けるため、会議名称の変更は想定しておりません。</p> <p>2 再委託等について、原則としては禁止となりますが、業務の性質上等から再委託の必然性があると認められ、あらかじめ書面により発注者から承諾を得た場合は、その限りとはしないことを想定しております。</p> <p>再々委託に関しても同様です。</p>